

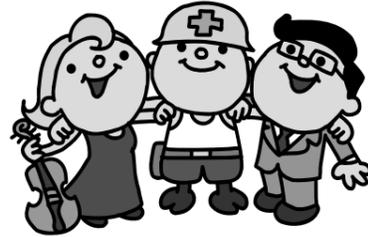
まちづくり

「市民と行政の協働指針の提言づくり」参加者の募集

市では、「市民と行政の協働指針の提言づくり」に参加していただく人を募集します。

また、その中の活動として、昨年に引き続き市民と行政の協働をテーマにした企画と事業の運営も体験できます。

「協働」という言葉が日常的に使われていますが、その主体である市民の皆さんとともに「協働」ということばの定義を模索し、そのシステムについて考えます。そして、「協働指針の提言」という形で多くの市民に理解していただきながら、市への提言づくりを行います。



当面の日程については、次のとおりですが、その後の予定(日・曜日・時間など)は集まった皆さんで決めて進めていきます(※12月ころまでに7回の開催予定)。自発的参加で、費用弁償などはありません。

当面の予定

- 第1回 7月17日(火) 午後1時30分～4時30分 堀金総合支所301会議室
「市民と行政の協働指針提言づくり」の予定と説明
平成18年度「協働のまちづくりワークショップ」活動報告
- 第2回 8月8日(水) 視察研修(予定)
協働のまちづくり分野別実践活動の事例発表

- 対象 市内にお住まいかお勤めの人
- 募集人数 50人(区長・PTA・公民館役員など地域活動を実際に行っている皆さんの積極的な参加をお待ちしています)
- 応募方法 電話・FAX・Eメールのいずれかで住所、氏名、電話番号をお知らせください。
- 応募期限 7月6日(金)

応募先・問い合わせ 県安曇野庁舎内
まちづくり推進課(TEL 71・2000 FAX 72・1223)
Eメール: ma-machizukuri@city.azumino.nagano.jp

官学連携

安曇野の景観とその価値を考える研究の報告会を開催

市は、地域文化の振興・生涯学習・学術研究などで協力し合う連携協定を信州大学人文学部と結んでいます。昨年度、市からは「安曇野市の景観」について学術研究の委託をしました。その研究成果を発表する報告会を開催します。

土地利用の規制と景観形成の課題・観光と景観の価値や田園風景保全のために、いくらの金額ならば寄付してもよいかなど、興味深い調査報告もありますので、お気軽にご来場ください。

- 日時 6月27日(水) 午後7時～9時
- 場所 豊科ふれあいホール(豊科保健センター南)
- 発表テーマ 『安曇野市の景観形成活動と景観の価値』
- 講師 村山研一教授・渡邊勉准教授(信州大学人文学部)
- 問い合わせ 県安曇野庁舎内まちづくり推進課
(TEL 71・2000)



平成18年度 情報公開の実施状況

実施機関	請求件数	処理内訳				不服申立て
		公開	部分公開	非公開	不存在	
市長	15	5	8	0	2	0
議会	0	0	0	0	0	0
教育委員会	3	0	3	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
合計	18	5	11	0	2	0

平成18年度 個人情報開示の実施状況

実施機関	請求件数	処理内訳			不服申立て
		開示	部分開示	非開示	
市長	1	0	1	0	0
議会	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0
合計	1	0	1	0	0

平成18年度情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況についてお知らせします。

市では、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現を目指して、総合的な情報公開の推進とプライバシーをはじめとした個人の権利・利益を保護するため、個人情報の適正な取り扱いに努めています。

■情報公開の実施状況
平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)に安曇野市情報公開条例に基づく、公文書の情報公開は18件ありました。

■個人情報開示の実施状況
平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)に安曇野市個人情報保護条例に基づく、市が保有する個人情報の開示請求は1件ありました。

※安曇野市ホームページでも、情報公開および個人情報保護制度、手続き、審査会について詳細を公開しています。

昨年度の公文書公開請求は18件

情報公開・個人情報保護制度

情報公開制度とは

詳しくは、総務課文書法規担当(TEL 71・2000)まで

市が保有している公文書(文書・図画・写真・フィルム・電磁的記録)を市民の皆さんと共有し、情報公開制度の総合的な推進を図ることで、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民参加を促進することを目的とする制度です。必要とする公文書を公開請求すると、必要な情報の閲覧や写しの交付を受けることができます。

- 情報公開請求できる人……誰でも請求できます
- 請求ができる市の実施機関……市長・議会・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員
公平委員会・農業委員会および固定資産評価審査委員会

※公文書は、公開することが原則です。しかし、非公開とされる情報が記録されている公文書は、公開できない場合があります。また、公文書の中に非公開となるべき部分がある場合でも、それ以外が公開できる場合は、非公開部分を除いて公開します。